

認知症対応型短期利用共同生活介護重要事項説明書

1. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 飯綱町社会福祉協議会
代 表 者	会 長
所在地・連絡先	長野県上水内郡飯綱町大字芋川 181 番地 電話 026-253-8456 FAX 026-253-2907

2. 事業所の概要

(1) 名称所在地等

事業所の名称	グループホーム わが家
所在地・連絡先	長野県上水内郡飯綱町大字倉井 2907 番地 1 電話 026-257-1077 FAX 026-253-8818
事業所番号	2093400055

(2) 設備の概要

敷地		3,041 m ²		
建物	構 造	木造 2 階建		
	延べ床面積	745.89 m ²		
	利用定員	18 名 ユニットふじ 9 名／ユニットつがる 9 名)		
居室	和室 6 畳（一人部屋）	14 室	9.93 m ²	テラス付
	洋室 6 畳（一人部屋）	2 室	9.93 m ²	
	洋室 7.5 畳（一人部屋）	2 室	12.42 m ²	
居 間		2 室	9.93 m ²	
食 堂		2 室	30.64 m ²	
台 所		2 室	12.42 m ²	
浴 室（脱衣室）		2 室	4.96 m ²	脱衣室 4.96 m ²
相談室		1 室	7.75 m ²	
多目的交流スペース		1 室	16.56 m ²	

(3) 職員体制

従業 者の 職種	人数	区分（介護福祉士数）				職務の内容
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1(1)			業務統括（計画作成・介護業務兼務）
計画作成担当者	2		2(2)			入居者計画作成（介護業務兼務）
介護従事者	18	2（2）	3(3)	13 (9)		日常生活の支援、援助
その他	4			3	1	調理・歯科衛生士

3. 運営理念

『～どんな時でもこの地域で暮らす私が主人公です～』

入居者本人が決定しわが家で生活していくための支援が適切に提供できるように配慮します。

4. 運営方針

入居者の心身の特徴を踏まえ、家庭的な雰囲気の中で、その有する能力に応じて日常生活上の支援を行い、入居者の不安解消と心身の機能維持ならびに家族の負担軽減に努める。

5. サービス内容

(1) 個別援助計画

計画作成担当者が、入居者の課題を分析し入居者の抱えている問題点を明らかにし自立した日常生活を送って頂くために、短期、長期目標を見据えた計画を策定し、入居者及び家族の承諾により、計画に基づいた介護サービスを提供します。

(2) 入浴

入居者の希望と状態に配慮の上、ゆっくりと入浴が出来るよう調整します。

(3) 食事（特別食や行事食の提供）

1日3度の食事を提供いたします。入居者と一緒に献立を作り、買い物、調理配膳を行います。

(4) 健康管理

介護者により入居者の健康管理に留意し、異常の発見に努め健康保持のため適切な処置を講じます。通院等が必要な場合はご家族により対応をお願いします。

(5) 介護

入居者の意志及び人格を尊重して、その方の立場にたち、入居者が有する能力に応じ自立した日常生活が営めるような介護を行います。

常に明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や各家庭との結びつきを重視しながら、ボランティア団体、福祉、保健、医療等の様々な機関との連携に努めます。

(6) 機能訓練

入居者の心身の状況を踏まえて、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善と維持のために、機能訓練を行います。

(7) 生活相談

入居者の置かれている環境を的確に捉えて、入居者とその家族に適切な相談等の受付を行います。

(8) レクリエーション

施設内外で、適宜レクリエーション、行事などを開催いたします。

(9) 所持品保管管理

入居期間中に次の所持品等についての保管を行います。

① 入居生活上必要な身の回りの物（衣類・雑貨・家具・介護用品等）

② 貴重品（高額のものを除く）

③ 財布（日用品支払いのため）

④ その他

(10) 利用期間

空いている居室や専用の居室等をご利用いただきます。利用期間はご相談に応じてご利用いただけます。

6. 利用料金

(1) 短期利用共同生活介護費一日当りの利用料

要介護度	短期利用共同生活介護費
要支援 2	777 円
要介護 1	781 円
要介護 2	817 円
要介護 3	841 円
要介護 4	858 円
要介護 5	874 円
夜間支援体制加算Ⅱ	25 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円
認知症緊急対応加算(7日まで)	200 円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	合計×18.6%

★自費宿泊の場合、介護度に応じた通所介護利用料(日数分)と、介護度に関係なく一泊4,500円かかります。(その他の料金参照)

(2) その他の料金

- ①食事(おやつ代含):1日あたり 1,300 円
- ②送迎:ご家族送迎の場合は送迎減算となります。わが家職員対応については応相談とします。
- ③ホテルコスト 1日あたり 2,000 円(寝具代含みます)
- ⑤光熱水費 1日あたり 800 円
- ⑥上記の他・日用品費・レクリエーション(原材料費等)クリーニング代、個人的に使用する物の費用は実費負担となります。

(3) 支払方法

毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払いください。お支払い頂きますと領収書を発行します。

お支払い方法は現金、銀行振込、口座自動引き落としの中からご契約の際に選んで頂けます。

7. ご利用方法

(1) 入居時

送迎はご家族等で送り迎えをお願いします。但しわが家職員による送迎の場合は応相談とします。

(2) 持ち物

処方されているお薬(一回分ずつ日付記入をお願いします)

処方内容の写し(薬局等で発行されるもの)

衣類(着替え、パジャマ等)

タオル

洗面具(ハブラシ、義歯入れ、コップ)

その他(ティッシュ・杖・補聴器・健康保険等、)

(3) その他

①以下の場合は、計画期間により前に退居していただきます

発熱等の体調不良の場合。

感染症等に感染した場合。又は感染する恐れのある時。

他の利用者に危害を及ぼすおそれがあり共同生活に適さない状態の時。

宗教活動等の執拗な勧誘活動が認められるとき。

8. 利用にあたっての留意事項

(1) 面会

面会時間は原則として 8 時 30 分から 18 時 30 分の間とし、ご希望の際は事前連絡をお願いします。

(2) 飲酒・喫煙

飲酒は原則として自由です。ただし、健康を害す飲酒及び周囲に迷惑を及ぼす飲酒については制限があります。喫煙については指定場所にて原則自由できます。但し火災等の危険性がありますので管理者より指示がある場合があります。

(3) 設備・器具

設備及び器具の使用については、管理者もしくは介護職員にお申し出下さい。

(4) 所持品等の持ち込み

衣類、雑貨、家具等の持ち込みは占有空間の制約がありますので管理者へ相談の上お持ちになってください。

(5) 受診

受診はご家族介助でお願いします。ただし、やむを得ない場合は職員が付き添うことが出来ますがその場合は規定に従い実費を頂きます。

(6) ペット

ペットの持ち込みは、原則として禁止いたします。

9. 緊急時の対応方法

ご利用者に、容態等の変化があった場合は主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、身元保証人に速やかに連絡いたします。

10. 非常災害対策

火災、地震、水害等の非常災害に関して、「飯綱町防災計画」に準じて危機管理対応マニュアルを策定し、災害時の対応、防災設備の点検・管理・定期的な防災訓練、職員に対する防災教育を鳥居川消防署協力のもと行います。又、地域と災害にかかわる協力応援体制に関する協定書を結び日頃より連携を図ることに努めています。

11. 虐待防止について

(1) 事業者は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、指針を整備し次の措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止責任者は管理者です。

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 事業者は、職員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに町に通報します。

12. 身体拘束等の禁止について

(1) 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

(2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

(3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

- ①身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ②従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
- ③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

1 3. ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント向上に向けて取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係者への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 4. 感染症対策について

事業者は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

1 5. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) グループホーム「わが家」に対する苦情の窓口を設置しております。

担当・・・管理者

電話 026-257-1077 FAX 026-253-8818

飯綱町社会福祉協議会 福祉サービス苦情解決実施規程に基づき、苦情解決責任者及び第三者委員を設置しています。

担当・・・事務局長

電話 026-253-8456 FAX 026-253-2907

☆なお、時間を問わず受け付けておりますので、受付後は責任者が早急に対応します。

(2) 自己評価・外部評価の実施状況

実施日 : 令和7年4月 結果の開示 : あり

(3) その他

上記以外に市町村・国民健康保険団体連合会に相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

*市町村名 飯綱町役場保健福祉課 電話 026-253-4764

*長野県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情処理係 電話 026-238-1550

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護 グループホーム「わが家」利用にあたり、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 長野県上水内郡飯綱町倉井 2907-1

名 称 飯綱町社会福祉協議会 グループホーム「わが家」

説明者 _____ 印 _____

私は、本書面により事業者から指定認知症対応型共同生活介護グループホーム「わが家」についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

身元保証人

住 所 _____

TEL () 携帯電話 _____

氏 名 _____ 印 _____

緊急時連絡先 1

連絡者名 _____ (入居者との続柄 _____)

TEL () 携帯電話 _____

勤務先 _____ TEL () _____